

山梨県公報

第五百三十五号

令和七年

一月三十日

木曜日

山梨県告示第九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 解除に係る保安林の所在場所 南巨摩郡南部町富士字篠二六八四一・二六八四一の四（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的 水源の涵養

三 解除の理由 送電事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁及び南部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山梨県告示第十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

一 道路の種類 県道

二 路線名 富士河口湖笛吹線

三 道路の区域

区間	旧新の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）
南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二七四〇番一 地先から	旧	七・三（一八・六）	一一〇・六

目次

告示

○山梨県附属機関の設置に関する条例第二条第三項の規定に基づく附属機関の設置……………一九

○保安林の指定の解除の予定……………一九

○道路の区域変更（三件）……………一九

○道路の供用開始（二件）……………二〇

公告

○一般競争入札について……………二一

○開発行為に関する工事の完了について……………二二

選挙管理委員会

○政治団体の名称等の届出……………二三

教育委員会

○一般競争入札について……………二五

告示

山梨県告示第八号

山梨県附属機関の設置に関する条例（昭和六十年山梨県条例第三号）第二条第三項の規定により附属機関を設置することとしたので、同条第四項の規定により次のとおり告示する。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長崎 幸太郎

附属機関	担任意務	委員の定数	委員の要件	委員の任期	所管課
公募型プロポーザル契	県が公募型プロポーザルによって行	五人以内	一 学識経験のある	令和七年二月一日から	総務部行政経営管

南都留郡富士河口湖町河口字御坂山二七四〇番一地先まで		
新	八・八ノ 三二・二	一一〇・六

山梨県告示第十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
西八代郡市川三郷町山保字鳥谷四三四六番二地先から 西八代郡市川三郷町山保字鳥谷四三三三番地先まで	旧 一一・六ノ 一七・四	新 一九・一ノ 二七・一	六三・三
	六三・三	六三・三	

山梨県告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所（身延支所を除く。）において、この告示の日から令和七年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 道路の種類 県道

- 二 路線名 四尾連湖公園線
- 三 道路の区域

区間	旧新の別		延長 (メートル)
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
西八代郡市川三郷町山保字東峠二七九六番二地先から 西八代郡市川三郷町山保字東峠二七六八番二地先まで	旧 一一・八ノ 二八・二	新 二二・〇ノ 三〇・五	一二二・六
	一二二・六	一二二・六	

山梨県告示第十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所吉田支所において、この告示の日から令和七年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

道路の種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	富士河口湖富士線	南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先から 南都留郡鳴沢村字富士山八五四五番一地先まで	一〇・六	令和七年一月三十日

山梨県告示第十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所身延支所において、この告示の日から令和七年二月二十日まで一般の縦覧に供する。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

道路の 種類	路線名	区間	延長 (メートル)	供用開始の 期日
県道	南アルプス 公園線	南巨摩郡早川町高住字切川二九 番一地从先から 南巨摩郡早川町高住字切川一九 番四地先まで	六〇・九	令和七年一 月三十日

公 告

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネー
ブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十
四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する
日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るもので
ある。

令和七年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

(一) 山梨県本庁舎で使用する電気 一式

(二) 山梨県北巨摩合同庁舎ほか七十四施設で使用する電気 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 供給期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 供給場所 知事が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県総務部財源確保・資産活用推進課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、

この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名
停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加
資格のないものとみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

(一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の四第一項各号
のいずれかに該当する者

(二) 地方自治法施行令第六十七條の四第二項の規定により競争入札に参加させな
いこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していない
もの

(三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）
第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつ
てその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六十七條の四第一項第
三号に該当する者を除く。）

(四) 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていな
い者

(五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き二年以上営業を
営んでいない者

2 会社更生法（平成十四年法律第五百四十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は
民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てがな
されている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受け
た者を除く。）でないこと。

3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（燃料類・電力）のうち、「電
力」に係る登録を受けている者であること。

4 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売
電気事業者であること。

四 一般競争入札の参加資格の審査

1 申請の時期 この公告の日から令和七年二月六日（木）まで（山梨県の休日下定
める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」とい
う。）を除く。）

2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参し、又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県出納局管
理課（電話〇五五―二二三―一三九五）

五 入札手続等

1 契約条項を示す場所

郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 山梨県総務部財
源確保・資産活用推進課（電話〇五五―二二三―一三九四）

- 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和七年二月六日（木）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五1に掲げる場所において直接交付する。
- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより、一般競争入札の参加資格の確認を受けること。
- 4 入札及び開札の日時及び場所 一(一)及び(二)について、それぞれ日時は次のとおりとし、山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県庁防災新館三〇二会議室で行う。
- (一) 一(一)に係るもの 令和七年二月二十一日（金）午前九時
- (二) 一(二)に係るもの 令和七年二月二十一日（金）午前十時
- 5 郵送による入札書の提出先及び期限 郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県総務部財源確保・資産活用推進課宛に令和七年二月二十日（木）午後四時までに到着するように送付すること。
- 6 入札方法 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 7 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。
- (一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。
- (二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。
- (三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き、入札保証金が納付されていないとき。
- (四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。
- (五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。
- 8 落札者の決定方法 規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納

- めなければならぬ。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならぬ。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 本入札における落札の効果は、令和七年四月一日に令和七年度予算が発効した時において効力を生ずるものとする。
- 8 その他
- (一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。
- (二) 詳細は、入札説明書による。
- (三) 問合せ先 山梨県総務部財源確保・資産活用推進課（電話〇五五―二三―一三九四）
- ※ Summary
- 1 Nature and quantity of the services to be procured:
- (1) Supply of electricity for the Yamanashi Prefectural Government Building owned by Yamanashi Prefectural Government
- (2) Supply of electricity for the Kitakoma Government Building and 74 other facilities owned by Yamanashi Prefectural Government
- 2 Date and time for tender:
- (1) 9:00AM February 21, 2025
- (2) 10:00AM February 21, 2025
- 3 Bureau in charge: Asset Utilization Division, General Affairs Department, Yamanashi Prefectural Government 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8501 Japan TEL 055-223-1394
- 開発行為に関する工事の完了について
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。
令和七年一月三十日

山梨県知事 長 崎 幸 太 郎

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 韮崎市旭町上條南割字外御勅使三千三百十四番二百四十、三千三百十四番二百四十一及び三千三百十四番三百九十九

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 神奈川県横須賀市平成町二丁目七番

株式会社 ケーブ 代表取締役 花房 圭太郎

選挙管理委員会

山梨県選挙管理委員会告示第一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項、第七条、第十七条第一項及び第十九条第三項の規定による届出が次のとおりあった。

令和七年一月三十日

山梨県選挙管理委員会

委員長 小宮 山 博

政治資金規正法第六条第一項第一号による届出 政治団体設立届
その他の政治団体

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	設立年月日	届出年月日
山梨の未来をつくる会	植 松 久 雄	成 澤 逸 人	甲府市富士見一―一二―一二	令和六年十二月十九日	令和六年十二月二十三日
島村まさみ後援会山雅会	山 下 勉	島村真由美	山梨市歌田四〇八―三	令和七年一月十三日	令和七年一月二十日

政治資金規正法第七条による届出 届出事項の異動届

区分	名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	異動年月日	届出年月日
新	自由民主党石和支部	大久保俊雄	古屋隆夫	笛吹市石和町市部七―八	令和六年十二月十八日	令和六年十二月二十七日
旧	自由民主党山梨県電気通信支部	上野 稔		笛吹市石和町四日市場二三三五―二		
新	自由民主党山梨県電気通信支部	興 石 政 仁	古屋隆夫	甲斐市下今井二八―四―三	令和七年一月一日	令和七年一月七日
旧		古 屋 隆 夫	三 枝 良 則	山梨市牧丘町倉科二九五―二		
新	自由民主党若草支部		藤 原 一 善		令和六年十二月一日	令和七年一月十七日
旧			小 池 康 郎			

新	旧	新	旧	新	旧	新	旧
自由民主党小菅村支部		自由民主党三富支部		飛泉会		山梨県民間病院協会政治連盟	
青柳万寿男		奥秋長夫		篠原貢一		下川唐一	
		岡部久一		日原広次		飯久保貴	
						小宮山清洋	
令和七年一月十六日		令和七年一月十六日		令和六年十二月二十六日		令和七年一月十七日	

政治資金規正法第十七条第一項による届出 政治団体解散届

名 称	代表者氏名	会計責任者氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日	届出年月日
黎明同志会	山 口 泰	山 口 泰	南アルプス市上八田一一九六	令和六年十二月一日	令和六年十二月二十日
あしたの北杜を想う会	池 田 恭 務	興 石 知 宏	北杜市武川町柳澤三七四七一	令和六年十二月二十日	令和六年十二月二十日
井出一司後援会一司会	三 井 一 公	内 田 安 雄	北杜市長坂町中丸三七二三一七	令和六年十二月三十日	令和七年一月十日
海野ゆたか後援会「豊友会」	海 野 豊	海 野 久 子	中巨摩郡昭和町押越二二三七一	令和六年十二月十九日	令和七年一月十四日
市民と歩む会	伊 藤 や よ い	深 沢 袈 婆 雄	北杜市高根町五町田三〇五	令和六年十二月二十日	令和七年一月十五日
山口よしあき後援会	山 口 創 生	山 口 信 光	上野原市桐原八九六	令和六年六月三十日	令和七年一月十六日
看哲会	日 下 哲	日 下 理 沙	甲府市富士見二一三一一五	令和六年十二月十五日	令和七年一月十七日
徳友会後援会	河 西 応 機	桜 本 敏 秀	南アルプス市有野二五五五一	令和六年十一月三十日	令和七年一月二十一日

政治資金規正法第十九条第三項第二号による届出 資金管理団体でなくなった旨の届

氏 名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	代表者氏名	資金管理団体でなくなった年月日	届出年月日
-----	-------	-----------	------------	-------	-----------------	-------

教育委員会

● 一般競争入札について
次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和七年一月三十日

山梨県教育委員会

教育長 降 旗 友 宏

一 一般競争入札に付する事項

1 調達をする物品等の名称及び数量

- (一) 名称 山梨県立北杜高等学校ほか三十八施設で使用する電気
(二) 数量 一式

2 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書で定める内容であること。

3 供給期間 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日まで

4 供給場所 山梨県教育委員会教育長が指定する場所

二 事務を担当する所属 山梨県教育庁学校施設課

三 一般競争入札の参加資格 次に掲げる要件の全てを満たす者であること。ただし、この公告の日から開札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止の措置を受けている日が含まれている者は、参加資格のない者とみなす。

1 次のいずれにも該当しない者であること。

- (一) 地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六百七十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者

- (二) 地方自治法施行令第六百六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であって、同項の規定により定められた期間を経過していない者

- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつ

てその役員が暴力団員であるもの（地方自治法施行令第六百七十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）

- (四) 営業に関し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者

- (五) 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において、引き続き一年以上営業を営んでいない者

- 2 会社更生法（平成十四年法律第五百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者（これらの申立てにより更生手続開始又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

- 3 山梨県物品等競争入札参加資格者名簿の登録業種（燃料類・電力）のうち、「電力」に係る登録を受けている者であること。

- 4 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条第一項第三号に規定する小売電気事業者であること。

- 5 その他入札説明書に定める要件を満たすこと。

四 一般競争入札の参加資格の審査

- 1 申請の時期 この公告の日から令和七年二月四日（火）まで（山梨県の休日を定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）

- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで

- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参又は郵送すること。

郵便番号四〇〇一八五〇一山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県出納局管理課（電話〇五五一二二三一―一三九五）

五 入札手続等

- 1 契約条項を示す場所 郵便番号四〇〇一八五〇四山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号山梨県教育庁学校施設課（電話〇五五一二二三一―一七六〇）

- 2 入札説明書等の交付方法 この公告の日から令和七年二月七日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、五1に掲げる場所において直接交付する。

- 3 一般競争入札の参加資格の確認 入札説明書で定めるところにより一般競争入札の参加資格の確認を受けること。

4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 令和七年二月二十六日（水）午前十一時

(二) 場所 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

山梨県庁本館七階県土整備部会議室

5 郵送による入札書の提出先及び期限 五 一に掲げる場所へ令和七年二月二十五日（火）午後四時までに到着するように送付すること。

6 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、その入札は、無効とする。

(一) 一般競争入札に参加する資格のない者が入札したとき。

(二) この公告に係る一般競争入札に関して不正の行為があったとき。

(三) 山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百八条の二の規定の適用のある場合を除き入札保証金が納付されていないとき。

(四) 入札書の金額、氏名、印鑑又は重要な文字の誤脱によって必要事項を確認し難いとき。

(五) (一)から(四)までに掲げるもののほか、この公告及び入札説明書に掲げる入札条件に違反したとき。

7 落札者の決定方法 規則第百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

六 その他

1 契約の手続において使用する言語及び通貨

(一) 言語 日本語

(二) 通貨 日本国通貨

2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。

4 違約金の有無 有

5 前払金の有無 無

6 契約書作成の要否 要

7 本入札における落札の効果は、令和七年四月一日に令和七年度予算発効時において効力を生ずるものとする。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げる参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は、契約を締結しない。また、この場合において、県は、損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県教育庁学校施設課（電話〇五五―二三―一七六〇）

※ Summary

1 Nature and quantity of the services to be procured: Supply of electricity for Hokuto High School and 38 other facilities owned by Yamanashi Prefectural Government 1 set

2 Date and time for tender: 11:00AM February 26, 2025

3 Bureau in charge: School Facilities Division, Yamanashi Prefectural Board of Education 1-6-1 Marunouchi Kofu Yamanashi 400-8504 Japan
TEL 055-223-1760